

## 八尾市条例第31号

### 八尾市立埋蔵文化財調査センター条例の一部を改正する条例

八尾市立埋蔵文化財調査センター条例（平成8年八尾市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「埋蔵文化財」を「発掘調査等に伴う出土品その他の埋蔵文化財に関する資料（以下「資料」という。）」に改め、同条第3号及び第4号を次のように改める。

- (3) 資料の展示及び公開に関すること。
- (4) 広報、出版等の普及活動に関すること。

第3条に次の1号を加える。

- (5) その他前条に規定する目的を達成するために必要な事業

第4条を次のように改める。

（開館時間）

第4条 調査センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、八尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、同項の開館時間を変更することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、第4条の11に規定する指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、同項の開館時間を変更することができる。

第4条の次に次の12条を加える。

（休館日）

第4条の2 調査センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月30日から翌年の1月4日までの日

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、臨時に休館し、又は開館することができる。

（入館の制限）

第4条の3 指定管理者は、調査センターに入館する者（以下「入館者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 調査センターの建物、設備又は資料（以下「建物等」という。）を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) その他管理上支障があると認めるとき。

（遵守事項）

第4条の4 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 建物等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (2) 飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれのある物の持込みをしないこと。
- (4) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

（貸出し又は閲覧）

第4条の5 指定管理者は、教育委員会規則の定めるところにより、資料の貸出し又は閲覧を許可することができる。

（撮影等の許可）

第4条の6 指定管理者は、教育委員会規則の定めるところにより、資料に係る撮影、模写、模造又は掲載（以下「撮影等」という。）を許可することができる。

（許可の取消し等）

第4条の7 前2条の許可を受けた者は、貸出し、閲覧又は撮影等につき指定管理者の指示に従わなければならない。

2 指定管理者は、前2条の許可を受けた者が前項の指示に従わないとき又は資料の管理上、支障があると認めるときは、当該許可を取り消すことができる。

（利用料金）

第4条の8 第4条の6の許可を受けた者は、撮影等に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金の額は、1点につき、3,000円以内で、指定管理者があらかじめ

市長の承認を得て定めるものとする。

3 市長は、指定管理者に、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の免除)

第4条の9 指定管理者は、教育委員会規則の定めるところにより、利用料金を免除することができる。

(原状回復等)

第4条の10 調査センターの建物等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第4条の11 調査センターの管理については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するものに行わせるものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第4条の12 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく教育委員会規則その他教育委員会の定めるところに従い調査センターの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第4条の13 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる調査センターの事業に関すること。
- (2) その他調査センターの管理運営に関すること。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。